

第37回京都市都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成21年6月23日

京都市長 門川 大作

1 日 時

平成21年7月31日（金）午後1時30分から

2 場 所

京都ガーデンパレス 2階「葵」

（京都市上京区烏丸通下長者町上る龍前町605番地 電話411-0111）

3 議事事項

- (1) 計議第156号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（建築基準法第87条第2項の規定において準用する同法第51条ただし書の適用）（継続審議）
- (2) 計議第158号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更について（京都市決定）
- (3) 計議第159号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定について（京都市決定）（吉祥院宮ノ東町地区地区計画の決定）
- (4) 計議第160号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について（京都市決定）（西京桂坂地区計画の変更）
- (5) 計議第161号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について（京都市決定）（桂・御陵坂地区地区計画の変更）
- (6) 計議第162号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定について（京都市決定）（洛西ニュータウン・タウンセン

ター地区地区計画の決定)

(7) 計議第163号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)土地  
地区画整理事業の変更について(京都市決定)(伏見西部地区土地地区画  
整理事業の変更)

(8) 計議第164号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道  
路の変更について(京都市決定)(3・5・104号横大路中通他1路  
線の変更)

#### 4 会議の傍聴

(1) 傍聴定員

15人

(2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付で行  
い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

審議会が公開すべきでないと認める場合は、当日非公開となる場合が  
あります。

#### 5 問い合わせ先

都市計画局都市企画部都市計画課 電話 222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)